

京都市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年6月20日

京都市人事委員会

委員長 松枝 尚哉

京都市人事委員会規則第2号

京都市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

京都市管理職員等の範囲を定める規則の一部を次のように改正する。

別表第2本庁の項中「行財政局人事部人事課の係長」を「行財政局人事部人事課の担当課長補佐、係長及び担当係長」に、同表教育委員会事務局の項中「総務部総務課の人事給与担当の担当課長補佐及び担当係長」を「総務部総務課の人事給与担当及び計理担当の担当課長補佐及び担当係長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(人事委員会事務局)